

## IEEE名古屋支部若手奨励賞基準

2016年11月2日

第1条 IEEE名古屋支部所属の会員を対象とする若手奨励賞の授与は、この規定により行う。

第2条 授与の種類は、IEEE名古屋支部若手奨励賞（IEEE Nagoya Section Young Researcher Award: 以下、若手奨励賞とよぶ）とする。

第3条 若手奨励賞は、過去3年間に、以下の項目を一つ以上満たす会員を対象とする。

(ア) IEEE発行の雑誌 [\*]に採録された論文に第1著者で発表（採録を含む）。

\*:[http://www.ieee.org/publications\\_standards/publications/journalmag/journals\\_magazines.html](http://www.ieee.org/publications_standards/publications/journalmag/journals_magazines.html)にあるjournals, transactions, letters, magazinesなどが対象。

(イ) IEEE主催の国際会議（symposium, conference：除くworkshop）で招待講演。

(ウ) IEEE主催の国際会議でのチュートリアル講師。

第4条 若手奨励賞を授与する資格を有する者は、つぎの条件を満たす者とする。

(ア) 35歳以下。（対象年度の6月末時点）

(イ) IEEE会員歴1年以上で、申請年度に名古屋支部所属の会員。

(ウ) 過去に本若手奨励賞を受けていない者であること。

第5条 対象者の申請は、以下の手順で実施する。

(ア) 4月中に、支部は、HP、メールなどで名古屋支部の会員に公示する。

(イ) 8月末までに、自薦・他薦にかかわらず若手奨励賞申請書、2名のIEEE会員の推薦状、申請条件の写しを支部に提出する。

第6条 受賞者は若干名とし、その選定においては、名古屋支部のYoung Professional、Student Branchのメンバ、会員であることを考慮し、審査委員会の評価を基に役員会・理事会で決定する。

第7条 授与は、年度末の総会にて行う。

第8条 この基準の改正は役員会・理事会によって行われる。

第9条 この基準は2017年度の募集より実施する。

以上

### 附則

1. 第3条の過去3年間は、第5条の日程を考慮して対象年度の6月末を区切りとする。

(例) 2017年度の対象者は、2014年7月1日から2017年6月30日までの活動が対象となる。

2. 賞状と副賞を授与する。